

◆◆◆お知らせ◆◆◆

高血圧症・脂質異常症・糖尿病で通院の患者様へ

令和6年6月の診療報酬改定にて、200床未満の病院と診療所において慢性疾患治療の外来医学的管理・療養指導を実施した場合に算定される**特定疾患療養管理料**、並びに外来処方時に加算される**特定疾患処方管理加算**の対象となる疾患から**高血圧症・脂質異常症・糖尿病**が除外され、新たに上記疾患の医学的管理・療養指導に際し、**生活習慣病管理料(Ⅱ)**が新設されました。

生活習慣病管理料(2)においては、所定の**療養計画書**を作成し患者様に説明のうえ、初回については**署名**を頂く事が必要となっております。また、診療報酬改定に伴い生活習慣病管理料(Ⅱ)を含め下記の通り会計にも変更が生じます。

皆様のご理解・ご協力を何卒宜しくお願いいたします。

※脂質異常症

高脂血症・高コレステロール血症・高トリグリセリド血症 等のコレステロール関連疾患をさします。

高血圧症・脂質異常症・糖尿病で外来通院の場合の医療費の例

| 令和6年5月まで | | 令和6年6月から | |
|-------------------|--------|--------------------|--------|
| 再診料 | 73点 | 再診料 | 75点 |
| 外来管理加算 | 52点 | | |
| 特定疾患療養管理料 | 87点 | 生活習慣病管理料(Ⅱ) | 333点 |
| 処方箋料 | 68点 | 処方箋料 | 60点 |
| 特定疾患処方管理加算 | 66点 | | |
| 合計 | 346点 | 合計 | 468点 |
| 自己負担(3割) | 1,040円 | 自己負担(3割) | 1,400円 |
| 自己負担(1割) | 350円 | 自己負担(1割) | 470円 |

※各種検査料を含まず、28日以上処方の場合、糖尿病の場合は在宅自己注射を除く

イムス札幌消化器中央総合病院